



人 事 委 員 会 年 報

令和 2 年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
①開催回数	1
②議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	9
①規則	9
②告示	11
③通知	12
(4) 条例案に対する意見の提出	13
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	14
(2) 事務分掌	14
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	15
①実施日程	15
②受験資格	17
③試験方法	19
④実施結果	20
⑤採用候補者名簿からの選択結果	22
(2) 採用選考	23
(3) 昇任選考	25
(4) 臨時的任用の承認	26
(5) 任期付職員の採用の承認	26
(6) 定年制度	26
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	27
①県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査	27
②職員の給与等に関する報告及び勧告（地方公務員法第8条及び第14条）	27
③職員の給与等に関する報告及び勧告（地方公務員法第8条及び第26条）	27
④人事統計報告	31
(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	31
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	32
①人事委員会が職権を行使する事業場一覧	32
②福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	34
(2) 労働基準監督機関の職権行使	35
(3) 事業場調査	35
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	36
(2) 勤務時間関係	36
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	36
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	37
①措置要求の処理状況	37
②令和2年度審査の結果	37
(2) 不利益処分審査請求関係	37
①審査請求の処理状況	37
②令和2年度審理の開催状況	37
③令和2年度審査の結果	38
(3) 苦情相談関係	38
①任命権者別	38
②相談内容	38
(4) 公平委員会事務受託関係	38
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	39
(2) 職員団体の登録等	42

1 人事委員会

(1)人事委員

職	氏 名	就任年月日	任期満了期日	前 職 等
委員長	井手 和英	平成21.12.24 〔委員長就任〕 平成28.10.21	令和3.12.23	(現)株式会社筑邦銀行 相談役
委 員	吉岡 正憲	平成27. 8. 1	令和5. 7.31	(元)福岡県福祉労働部長
委 員	山口 幸雄	平成28. 10. 17	令和6.10.16	(現)弁護士 (現)福岡大学法科大学院 非常勤講師

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(2)人事委員会の開催状況

①開催回数

	開 催 回 数			議 事 事 項 数				
	定例会	臨時会	計	議案	報告 事項	協議 事項	その他 の事項	計
令和 2 年 4 月	3		3	13	3	0	1	17
5 月	2		2	1	0	0	1	2
6 月	3		3	5	1	1	6	13
7 月	3		3	6	2	1	2	11
8 月	3		3	6	1	1	5	13
9 月	3		3	3	1	1	4	9
10 月	3	1	4	9	1	2	4	16
11 月	3		3	9	0	1	2	12
12 月	3		3	8	1	1	2	12
令和 3 年 1 月	3		3	3	0	0	2	5
2 月	3		3	9	1	1	5	16
3 月	3		3	12	3	1	1	17
計	35	1	36	84	14	10	35	143

②議事内容

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (2.4.3)	【議案】 - 職員採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について - 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に基づく職の指定について 【報告事項】 ※ 採用選考について ※ 事務局職員の発令について
第 2 回定例会 (2.4.17)	【議案】 - 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について - 令和2年度福岡県警察官採用試験の試験日程等の変更について 【報告事項】 ※ 夏季休暇(特別休暇)の取得可能期間特例措置について
第 3 回定例会 (2.4.27)	【議案】 - 令和2年度福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者)試験の施行決定について - 令和2年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施決定について - 選考職の承認及び就職氷河期世代を対象とする採用選考試験の実施決定について - 民間企業等職務経験者採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について - 就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の制定について - 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について - 議会に提出される条例案に対する意見について - 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則の制定について - 新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者に相当すると認める者の指定について 【その他の事項】 ※ 令和元年(審)第2号事案に係る第1回口頭審理調書について
第 4 回定例会 (2.5.20)	【その他の事項】 ※ 職員採用試験の延期状況について
第 5 回定例会 (2.5.27)	【議案】 福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について
第 6 回定例会 (2.6.9)	【その他の事項】 ※ 新型コロナウイルス感染症に関する職員採用試験(Ⅰ類、Ⅱ類農業、選考(前期))の対応について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 7 回定例会 (2.6.17)	【議案】 15 警察官A・B(男性・女性)採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 16 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 令和元年(審)第1号事案に係る裁決書(案)について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分等について
第 8 回定例会 (2.6.26)	【議案】 17 審査請求の裁決について 18 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 19 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 令和2年職種別民間給与実態調査の実施について ※ 地公労会見(令和2年春)について ※ 公務労組連絡会からの要請書について
第 9 回定例会 (2.7.6)	【議案】 20 第183回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の第1次試験合格者の決定について
第 10 回定例会 (2.7.10)	【議案】 21 令和2年度福岡県職員採用選考試験(前期)の第1次試験合格者の決定について 22 不利益処分についての審査請求に係る審査事務の委任の解除について 23 不利益処分についての審査請求に係る審理委員長の指名について 24 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【その他の事項】 ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請書について
第 11 回定例会 (2.7.21)	【議案】 25 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 令和元年(審)第2号事案に係る裁決書(案)について 【報告事項】 ※ 採用選考について ※ 令和2年7月豪雨の被害に伴う職員の職務専念義務免除に係る専決について 【その他の事項】 ※ 令和2年度警察官B(早期採用男性・女性)採用第1次試験の状況について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 12 回定例会 (2.8.7)	【議案】 26 第183回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 27 審査請求の裁決について 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 令和2年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)及び警察官C採用第1次試験の状況について ※ 令和2年職種別民間給与実態調査について
第 13 回定例会 (2.8.17)	【議案】 28 令和2年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の決定について 29 選考職の承認及び障がい者を対象とする採用選考試験の実施決定について 30 採用選考について 31 昇任選考について 【その他の事項】 ※ 令和2年度警察官A(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について
第 14 回定例会 (2.8.26)	【協議事項】 ※ 令和2年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第1回協議) 【その他の事項】 ※ 令和2年度警察官B(第1回)採用試験の状況について ※ 令和元年(審)第3号事案に係る第1回口頭審理調書について
第 15 回定例会 (2.9.8)	【議案】 32 選考職の承認及び職務経験者採用選考試験の実施決定について 【協議事項】 ※ 令和2年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第2回協議) 【報告事項】 ※ 採用選考について
第 16 回定例会 (2.9.16)	【議案】 33 採用選考について 34 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【その他の事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について
第 17 回定例会 (2.9.25)	【その他の事項】 ※ 令和2年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)及び警察官C採用試験の状況について ※ 令和2年度警察官A(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について ※ 2020年度人事委員会の早期勧告を求める要求書

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 18 回定例会 (2.10.2)	【議案】 35 第184回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の第1次試験合格者の決定について 36 第185回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の第1次試験合格者の決定について 37 令和2年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について 【報告事項】 ※ 夏季休暇(特別休暇)の取得可能期間特例措置について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 19 回定例会 (2.10.13)	【議案】 38 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 39 不利益処分についての審査請求に係る審査事務の委任について 40 不利益処分についての審査請求に係る審理委員長の指名について 【協議事項】 ※ 令和2年福岡県の職員の給与に関する報告及び勧告について(第3回協議) 【その他の事項】 ※ 公務労組連絡会からの要請書について
第 1 回臨時会 (2.10.15)	【議案】 41 福岡県の職員の給与に関する報告及び勧告について
第 20 回定例会 (2.10.30)	【議案】 42 不利益処分についての審査請求に係る審査事務の委任の解除について 43 不利益処分についての審査請求に係る審理委員長の指名について 【協議事項】 ※ 令和2年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第4回協議) 【その他の事項】 ※ 令和2年度警察官採用試験(第2回)の状況について ※ 令和元年(審)第3号事案に係る第2回口頭審理調書について
第 21 回定例会 (2.11.6)	【議案】 44 第185回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の最終合格者の決定及び採用候補者の確定について 【協議事項】 ※ 令和2年福岡県の職員の給与等に関する報告について(第5回協議)
第 22 回定例会 (2.11.12)	【議案】 45 福岡県の職員の給与等に関する報告について 46 令和2年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 【その他の事項】 ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請書について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 23 回定例会 (2.11.25)	【議案】 47 令和2年度福岡県職員採用選考試験(後期)の第1次試験合格者の決定について 48 議会に提出される条例案に対する意見について 49 第64回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会開催協議会の設置について 50 解雇予告除外認定について 51 職務に専念する義務の免除の廃止について 52 特地公署等の指定基準の改正について 【その他の事項】 ※ 警察官B(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について
第 24 回定例会 (2.12.1)	【報告事項】 ※ 各都道府県・政令市等の令和2年人事委員会報告・勧告の状況 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 25 回定例会 (2.12.14)	【議案】 53 第184回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 54 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 55 職務に専念する義務の免除について 56 宿直又は日直勤務の許可について 【協議事項】 ※ 令和元年(審)第3号事案に係る裁決書(案)について
第 26 回定例会 (2.12.23)	【議案】 57 令和2年度福岡県職員採用選考試験(後期)の最終合格者の決定について 58 令和2年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 59 職務経験者採用選考試験(心理判定員)における事務主査採用選考基準の制定について 60 審査請求の裁決について 【その他の事項】 ※ 障がい者採用選考試験における採用者の勤務状況等調査について
第 27 回定例会 (3.1.13)	【その他の事項】 ※ 令和2年度警察官採用試験(第2回)及び警察官B(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について
第 28 回定例会 (3.1.20)	【議案】 61 特定任期付職員の採用について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 29 回定例会 (3.1.28)	【議案】 62 令和3年度福岡県警察官採用試験の施行決定について 63 特地公署等の見直しについて 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 30 回定例会 (3.2.12)	【議案】 64 採用選考について 65 採用選考について 66 昇任選考について 【その他の事項】 ※ 選考試験における追加合格制度の見直しについて
第 31 回定例会 (3.2.17)	【議案】 67 一般任期付職員の採用について 68 宿直又は日直勤務の許可について 69 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則第2条第2項第2号に規定する人事委員会がこれらに相当すると認める作業の承認について 【協議事項】 ※ 警察行政採用試験の権限の警察本部長への委任について 【その他の事項】 ※ 公務労組連絡会及び公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請書について
第 32 回定例会 (3.2.26)	【議案】 70 議会に提出される条例案に対する意見について 71 新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者に相当すると認める者の適用期間の変更について 72 特定感染症等の承認について 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 職員が司法修習を希望する場合の取扱いについて ※ 令和2年度労働基準法等の施行状況に関する調査結果について ※ 長期係属事案の処理状況について
第 33 回定例会 (3.3.9)	【議案】 73 一般任期付職員の採用について 74 「福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則」の一部改正について 75 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 76 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 77 行政手続における押印の義務付けの見直しについて 【その他の事項】 ※ 人事委員会における令和3年度の課題について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 34 回定例会 (3.3.18)	【議案】 78 採用選考について 79 昇任選考について 80 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則の制定について 81 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 82 解雇予告除外認定について 【協議事項】 ※ 警察行政採用試験の権限の警察本部長への委任について 【報告事項】 ※ 採用選考について ※ 第64回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催方法について
第 35 回定例会 (3.3.26)	【議案】 83 事務局職員の発令について 84 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【報告事項】 ※ 採用選考について

(3) 例規の制定改廃状況

① 規則

規則 番号	規 則 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R2年 16	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	民間企業等職務経験者採用試験の受験資格である「民間企業等における職務経験」に、公務員としての職務経験を追加すること、また、採用選考を行う職の整理に関する規定の整備	R2. 4. 17公布 (R2. 4. 17施行)
17	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	国の非常勤職員の取扱いに準じた改正	R2. 5. 15公布 (R2. 5. 15施行)
18	特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則	新型コロナウイルス感染症の防疫等作業手当の支給に関する規則の制定	R2. 5. 1公布 (R2. 4. 1適用)
19	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称変更に伴う規定の整備	R2. 6. 30公布 (R2. 4. 1適用)
20	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	夏季休暇の付与基準を国の非常勤職員同様とする改正	R2. 6. 29公布 (R2. 6. 29施行)
21	公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	受託町の組織改正に伴う規定の整備	R2. 6. 29公布 (R2. 7. 1施行)
22	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	雇用保険法施行規則の一部改正に伴う規定の整備	R2. 7. 28公布 (R2. 5. 1適用)
23	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	家畜伝染病予防法の一部改正に伴う規定の整備	R2. 8. 7公布 (R2. 7. 1適用)
24	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加及び削除に伴う規定の整備	R2. 9. 29公布 (R2. 10. 1施行)
R3年 1	公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	受託町の組織改正に伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)

2	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	休憩時間の一斉付与の例外規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
3	福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
4	福岡県の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
5	福岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
6	勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
7	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
8	福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
9	福岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
10	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
11	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
12	福岡公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)
13	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会の組織改正に伴う規定の整備	R3. 3. 30公布 (R3. 4. 1施行)

14	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	教育委員会の組織改正に伴う規定の整備	R3. 3. 30公布 (R3. 4. 1施行)
15	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称変更に伴う規定の整備	R3. 3. 29公布 (R3. 4. 1施行)

②告示

告示 番号	告 示 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R3年 1	不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示	押印義務付けの見直しに伴う規定の整備	R3. 3. 19公布 (R3. 4. 1施行)

③通知

任用関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
2人委任 第30号	「福岡県の職員の任用に関する規則等の運用について」の一部改正について	採用選考の職の整理に伴う規定の整備、警察官B(早期採用女性)の追加及び男女別記載欄の削除に伴う様式の改正等	R2. 4. 17 R2. 4. 17適用 (様式についてはR2. 5. 1適用)
2人委任 第232号	福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について	採用選考の職の整理に伴う改正	R2. 5. 27 R2. 5. 27適用
2人委任 第458号	警察官A・B(男性・女性)採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について	警察官採用試験における体力検査の検査項目等の変更に伴う改正	R2. 6. 17 R2年度採用試験から適用
2人委任 第1325号	「職務経験者選考試験(心理判定員)における事務主査採用選考基準」の制定について	経験者選考試験の最終合格者から事務主査採用選考を行う際に必要な選考基準の制定	R2. 12. 23 R2. 12. 23適用
2人委任 第1672号	「福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則」及び「福岡県の職員の任用に関する規則等の運用について」の一部改正について	司法修習を受講するために離職していた者が、司法修習の期間を満了し復帰する際の選考方法等についての規定の整備	R3. 3. 9 R3. 4. 1適用

給与関係

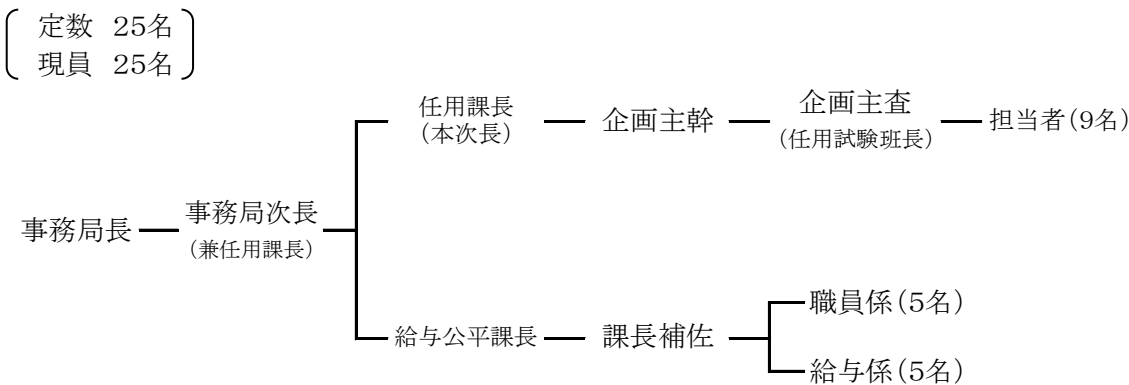
通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
2人委給 第1014号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	行政手続きにおける押印義務付けの見直し等	R3. 3. 17 R3. 4. 1適用

(4) 条例案に対する意見の提出

提出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
R2.4.30	90	特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R2.12.1	155	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(第7条を除く。)	同意します。
	160	福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	161	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R3.2.26	23	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	24	特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例の制定について(第1条に限る。)	同意します。
	25	福岡県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び福岡県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について(第2条に限る。)	同意します。

2 人事委員会事務局

(1)組織(令和3年4月1日現在)



(2)事務分掌

課、係名等		所 掌 事 務
任用試験課	任用試験班	○委員及び委員会の会議に関する事。 ○職員採用の競争試験に関する事。 ○職員の採用選考に関する事。 ○職員の昇任選考に関する事。 ○職員の定年等に関する事。 ○人事制度の総合的調査研究に関する事。 ○人事行政の運営等の状況の公表に関する事。 ○財務会計に関する事。
給与公平課	職員係	○勤務時間その他の勤務条件に関する事。 ○不利益処分についての審査請求に関する事。 ○勤務条件に関する措置要求に関する事。 ○職員団体等に関する事。 ○労働基準監督機関の職権行使に関する事。
	給与係	○給与制度に関する事。 ○給与勧告に関する事。 ○民間給与の調査に関する事。 ○人事統計報告の作成に関する事。

3 任用関係業務

(1)採用試験

①実施日程

※

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日		第2次 試験日	名簿 確定日
I 類 (II 類農業を含む)	定期	4月27日	4月27日	5月11日 ～5月22日	6月28日		7月13日 ～7月30日	8月7日
経験者	定期	4月27日	4月27日	7月13日 ～7月22日	8月23日		11月7日 ～11月22日	12月14日
II 類 (II 類農業を除く)	定期	4月27日	4月27日	8月11日 ～8月21日	9月27日		10月14日 ～10月22日	11月6日
III 類	定期	4月27日	4月27日	8月11日 ～8月21日	9月27日		10月9日 ～10月20日	11月6日
警察官A (男性)	第1回	定期 2月 6日 4月17日	2月18日 5月 1日	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月8日 ～7月16日	8月6日 ～8月19日	9月18日
	第2回	定期 2月6日	2月18日	8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	12月24日
警察官A (女性)	第1回	定期 2月 6日 4月17日	2月18日 5月 1日	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月8日 ～7月16日	8月6日 ～8月19日	9月18日
	第2回	定期 2月6日	2月18日	8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	12月24日
警察官A (武道指導)	第1回	定期 2月 6日 4月17日	2月18日 5月 1日	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日		8月12日 8月19日	9月18日
	第2回	定期 2月6日	2月18日	8月13日 ～9月2日	9月20日		12月10日	12月24日
警察官B (男性)	定期	2月6日	2月18日	8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	12月24日
警察官B (早期採用男性)	定期	2月 6日 4月17日	2月18日 5月 1日	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月6日 ～7月7日	7月21日 ～7月22日	8月21日
警察官B (女性)	定期	2月6日	2月18日	8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	12月24日
警察官B (早期採用女性)	定期	2月 6日 4月17日	2月18日 5月 1日	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月6日 ～7月7日	7月21日 ～7月22日	8月21日

警察官C	定期	2月 6日 4月17日	2月18日 5月 1日	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月11日	8月17日	9月18日
------	----	----------------	----------------	-----------------------------------	-------	-------	-------	-------

※警察官A第1回試験、警察官B(早期採用)試験及び警察官C試験については、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、試験日程を当初予定から変更した。

(参考) 令和3年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度(Ⅰ類)・短大卒業程度(Ⅱ類農業) 6月20日

民間企業等職務経験者 8月22日

短大・高校卒業程度(Ⅱ・Ⅲ類) 9月26日

警察官A(第1回男性・女性・第1回武道指導) 5月9日

警察官C 5月9日

警察官A(第2回男性・女性・第2回武道指導) 9月19日

警察官B(男性・女性) 9月19日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
Ⅰ 類	行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	年齢	薬剤師	① 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 ② 平成9年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月までに卒業する見込みの者
			上記以外	① 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ② 平成11年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月までに卒業する見込みの者
		資格・免許	児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和3年3月までに資格を取得する見込みの者
			薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和3年5月までに免許を取得する見込みの者
			栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和3年5月までに免許を取得する見込みの者
Ⅱ 類	行政、教育行政、農業	平成7年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者		
Ⅲ 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）		
経験者	行政	昭和36年4月2日以降に生まれた者で、令和2年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者		
警察官A（男性）		平成2年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者		
警察官A（女性）		平成2年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者		
警察官A（武道指導）		次のいずれにも該当する者 ①平成2年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者		
警察官B（男性）		平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者を除く。		
警察官B（早期採用男性）		平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。		

警察官 B (女性)		平成 2 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた女性。ただし、大学の卒業者又は大学を令和 3 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
警察官 B (早期採用女性)		平成 2 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた女性。ただし、大学の卒業者又は大学を令和 3 年 3 月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。
警察官 C	語学 (英語) 語学 (北京語) 語学 (韓国・朝鮮語) 情報工学	平成 2 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者又は平成 11 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学の卒業者若しくは大学を令和 3 年 3 月までに卒業見込みの者

③試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次試験
I 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	
III 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問） （土木、農業土木及び林業のみ）	作 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
経験者	教養試験……択一式（４０問） 論文試験	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
警察官 A （男性・女性） 警察官 B （男性・女性） 警察官 B （早期採用男性・女性）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 （警察官 A〔男性、女性〕） 作文試験 （警察官 B〔男性、女性、早期 採用男性、早期採用女性〕） 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 A （武道指導）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 実技試験 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 C	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……記述式 論文試験 人物試験、体力検査、身体測定	専 門 試 験 人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

④実施結果

(定期)

試験の種類・区分		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類	行 政	45	826 (50)	520 (23)	90 (6)	55 (3)	9.5
	教育行政	19	195 (1)	155 (1)	49	22	7.0
	警察行政	8	108 (2)	77 (2)	24	9	8.6
	児童福祉	6	18 (2)	13 (1)	10 (1)	6 (1)	2.2
	土 木	4	45	17	12	6	2.8
	建 築	8	26 (5)	12 (1)	9 (1)	8	1.5
	機 械	3	25 (5)	10 (5)	9 (4)	3 (1)	3.3
	電 気	2	19 (4)	11 (3)	7 (1)	3	3.7
	化 学	2	43 (2)	24 (2)	7 (1)	2 (1)	12.0
	農 業	18	68 (2)	49 (2)	45 (2)	19	2.6
	農業土木	3	10 (1)	6 (1)	4 (1)	2	3.0
	林 業	7	22 (3)	15 (2)	11	8	1.9
	畜 産	2	8 (2)	5 (1)	5 (1)	3 (1)	1.7
	水 産	3	24 (5)	16 (3)	9 (1)	3 (1)	5.3
	薬 剤 師	4	11 (1)	10 (1)	9 (1)	5	2.0
	栄 養 士	1	19 (2)	11 (1)	5 (1)	1	11.0
	合 計	135	1,467 (87)	951 (49)	305 (21)	155 (8)	6.1
II 類	行 政	20	396	234	55	25	9.4
	教育行政	10	88	66	31	11	6.0
	農 業	1	3	3	1	1	3.0
	栄 養 士	—	—	—	—	—	—
	合 計	31	487	303	87	37	8.2
III 類	行 政	10	379	195	37	27	7.2
	教育行政	11	132	100	35	12	8.3
	警察行政	4	100	71	12	5	14.2
	土 木	2	17	13	11	5	2.6
	建 築	—	—	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—	—	—
	電 気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	2	8	7	7	5	1.4
	林 業	3	12	7	3	2	3.5
	合 計	32	648	393	105	56	7.0
経験者	行 政	16	1,075 (162)	670 (81)	46 (16)	26 (7)	25.8
総 計		214	3,677 (249)	2,317 (130)	543 (37)	274 (15)	8.5

* ()は、東京会場における数で内数

試験の種類			採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
					受験者数	合格者数		
警 察 官	県 内	警A(男性)第1回	82	1,136	788	340	116	6.8
		警A(男性)第2回	38	565	292	160	40	7.3
		警A(女性)第1回	30	350	227	123	38	6.0
		警A(女性)第2回	14	202	89	58	15	5.9
		警A(武道指導)第1回	4	5	4	4	4	1.0
		警A(武道指導)第2回	3	2	2	2	2	1.0
		警B(男性)	84	1,160	873	342	93	9.4
		警B(早期採用男性)	14	803	589	58	20	29.5
		警B(女性)	27	417	288	112	30	9.6
		警B(早期採用女性)	10	265	174	42	15	11.6
		警C	8	55	40	21	4	10.0
		計	314	4,960	3,366	1,262	377	8.9
	県 外	警A(男性)	5	161	122	19	5	24.4
		警B(男性)	5	175	125	20	5	25.0
		計	10	336	247	39	10	24.7
	合計		324	5,296	3,613	1,301	387	9.3

※警察官県外試験の申込者数及び第1次試験受験者数は、熊本県における共同試験において、本県を第1志望又は第2志望としている者を示す。

(合計)

試験の種類			採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
					受験者数	合格者数		
Ⅰ 類			135	1,467	951	305	155	6.1
Ⅱ 類			31	487	303	87	37	8.2
Ⅲ 類			32	648	393	105	56	7.0
経 験 者			16	1,075	670	46	26	25.8
合 計			214	3,677	2,317	543	274	8.5
警 察 官			324	5,296	3,613	1,301	387	9.3
総 計			538	8,973	5,930	1,844	661	9.0

(定期・臨時の合計)

試験の種類			採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
					受験者数	合格者数		
Ⅰ 類			135	1,467	951	305	155	6.1
Ⅱ 類			31	487	303	87	37	8.2
Ⅲ 類			32	648	393	105	56	7.0
経 験 者			16	1,075	670	46	26	25.8
合 計			214	3,677	2,317	543	274	8.5
警 察 官			324	5,296	3,613	1,301	387	9.3
総 計			538	8,973	5,930	1,844	661	9.0

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(令和3年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行 政	55	46	9	0
	教育行政	22	19	3	0
	警察行政	9	8	1	0
	児童福祉	6	5	1	0
	土 木	6	5	1	0
	建 築	8	6	2	0
	機 械	3	3	0	0
	電 気	3	3	0	0
	化 学	2	2	0	0
	農 業	19	17	2	0
	農業土木	2	1	1	0
	林 業	8	8	0	0
	畜 産	3	3	0	0
	水 産	3	3	0	0
	薬剤師	2	2	0	0
	栄養士	1	1	0	0
計		152	132	20	0
II 類	行 政	25	19	6	0
	教育行政	11	10	1	0
	農 業	1	1	0	0
	計	37	30	7	0
III 類	行 政	27	22	5	0
	教育行政	12	11	1	0
	警察行政	5	5	0	0
	土 木	5	5	0	0
	農業土木	5	4	1	0
	林 業	2	2	0	0
	計	56	49	7	0
経験者	行 政	26	22	4	0
職員 計		271	233	38	0
警 察 官	警察官A(男性)	161	95	47	19
	警察官A(女性)	53	20	17	16
	警察官A(武道指導)	6	6	0	0
	警察官B(男性)	98	48	21	29
	警察官B(早期採用男性)	20	8	12	0
	警察官B(女性)	30	2	7	21
	警察官B(早期採用女性)	15	13	2	0
	警察官C	4	3	1	0
計		387	195	107	85
総 計		658	428	145	85

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第10条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験その他の方法によって行われる。

令和2年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第10条第1項 根拠規定	職	知 事	教 育 委 員 会	職	警 察 本 部
第1号、第2号 (係長以上の職) (巡査部長相当職以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	4		警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職	
第4号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	2 2 2 1 2 1		警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	6 1
第5号 (かつて職員であった者)		10	4		6
第6号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	3 10 16 17 15	1 12	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	
第7号 (選考職)	医師 海技従事者 農業技術	5	1 5	研究職員(化学) 研究職員(法医) 情報処理 少年補導職員 自動車整備士 航空従事者 保健師 自動車運転免許技能試験官	1 1 1 1 1 2 1 2
第8号及び第9号 (前各号に掲げるもの以外)					1
合 計		90	23		24

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考、障がい者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用選考の令和2年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
看 護 師	1	3	3	3	1	3.0
研 究 職 員	3	28	21	6	3	7.0
獣 医 師	6	14	12	12	8	1.5
船 員	1	4	4	4	1	4.0
心 理 判 定 員	9	20	16	14	9	1.8
児童自立支援専門員	3	12	10	9	4	2.5
保 育 士	3	17	12	8	4	3.0
保 健 師	10	28	22	21	10	2.2
職 業 指 導 員	6	11	11	8	3	3.7
合 計	42	137	111	85	43	2.6

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
児童福祉	6	36	28	19	9	3.1
心 理 判 定 員	5	16	16	12	8	2.0
研 究 職 員	1	8	7	3	1	7.0
船 員	1	5	3	3	1	3.0
職 業 指 導 員	3	5	5	5	1	5.0
合 計	16	70	59	42	20	3.0

〔障がい者別枠選考〕

試験区分	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行 政	8	105	84	24	8	10.5
教 育 行 政	2	12	9	7	2	4.5
警 察 行 政	1	5	5	3	0	—
合 計	11	122	98	34	10	9.8

〔就職氷河期世代を対象とする採用選考〕

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行 政	5	244	193	16	5	38.6
教 育 行 政	2	95	84	7	2	42.0
警 察 行 政	1	13	11	5	1	11.0
合計	8	352	288	28	8	36.0

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、令和2年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分		部 長	次 長	課 長	課長補佐	係長以下	合 計
知 事	一般行政職(事務)	12	24	60	111	62	269
	一般行政職(技術)	4	10	36	86	51	187
	海事職						
	医療職	1	1			3	5
	特定獣医師職		1	2	5	3	11
	看護師職						
	研究職			3	6	4	13
合 計		17	36	101	208	123	485
教 育 委 員 会	一般行政職(事務)	1	3	2	9	10	25
	一般行政職(技術)			2	3		5
	海事職						
	医療職(二)						
	学校事務			3	18	13	34
	司書						
合 計		1	3	7	30	23	64

区 分		警 視	警 部	警部補	巡査部長	合 計
警 察 本 部	一般行政職(事務)	7	10	13	19	49
	一般行政職(技術)			1		1
	海事職					
	医療職(三)					
	研究職	1	1		1	3
	公安職	46				46
	合 計	54	11	14	20	99

(4) 臨時的任用の承認

任命権者は、欠員の場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができることとされている（緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は任用期間を更新する場合においては、人事委員会の承認があったものとみなすこととしている（福岡県の職員の任用に関する規則第34条及び第35条））。

令和2年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任命権者	件数
知 事	79
教育委員会	133
警 察 本 部	
そ の 他	
合 計	212

(5) 任期付職員の採用の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任命権者は任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならない。令和2年度の承認件数は3件である。

- (注)・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6) 定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定により、定年に達した職員の勤務延長、定年退職者の再任用及び再任用の任期の更新の状況について任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動については人事委員会の承認を得ることとしている。

令和2年度から3年度にかけての勤務延長件数は1件、再任用件数は2, 328件である。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長	1			1
再 任 用	614	1, 662	52	2, 328
更 新	483	1, 145	26	1, 654

4 給与関係業務

(1) 給与等に関する報告及び勧告

① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)

職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「令和2年県職員給与等実態調査」及び「令和2年職種別民間給与実態調査」を行った。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、職種別民間給与実態調査について、特別給等と月例給の実施時期を別にして行った。

※ 概要については「福岡県の職員の給与に関する報告及び勧告(令和2年10月)」参考資料及び「福岡県の職員の給与等に関する報告(令和2年11月)」参考資料を参照

② 職員の給与に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条及び第14条)

令和2年10月15日に、県議会及び知事に対して、職員の給与に関する報告及び勧告を行った。給与勧告のポイントは以下のとおりである。

【期末・勤勉手当の引下げ】

令和元年8月から令和2年7月までの直近1年間の民間の支給割合に基づき、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引下げ

(ア) 民間の特別給との比較及び給与制度の改正

a 民間の特別給との比較

期末・勤勉手当

民 間	職 員	差
4.45月	4.50月	△0.05月

b 給与改定の内容

期末・勤勉手当

- ・ 民間の年間支給割合と均衡させるため、0.05月分引下げ
4.50月分→4.45月分(引下げ分は期末手当に反映)

※ 詳細については「福岡県の職員の給与に関する報告及び勧告(令和2年10月)」を参照

③ 職員の給与等に関する報告(地方公務員法第8条及び第26条)

令和2年11月12日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告を行った。報告のポイントは以下のとおりである。

【令和2年4月の公民較差に基づく月例給の改定なし】

民間給与との較差(△0.02%)が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定なし

(ア) 民間給与との較差及び給与制度の改正

民間給与との比較

月例給

民 間	職 員	較 差
369,011 円	369,095 円	△84 円〔△0.02%〕

(イ) 意見

a 人材の確保及び育成について

(a) 有為な人材の確保

本委員会としては、新型コロナウイルス感染症の影響により説明会が中止されるなど、人材確保の活動が制限を受ける中、優秀な人材を継続的に確保するためには、任命権者と緊密に連携しながら、受験者層に発信する広報内容の充実や、オンラインを活用した情報発信など、より有効な受験者確保策に積極的に取り組んでいく。

(b) 女性の採用・登用の拡大

複雑化・多様化している行政課題に対応するため、有為な女性職員の採用・登用を進めてきており、管理職等への登用について一定の成果が見られたところであるが、今後は、組織の実情や改善すべき要因の分析等を踏まえて、計画的に取り組む必要がある。

(c) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、全職員を対象に給与への反映がされており、既に制度として職員に受け入れられているところである。任命権者は、引き続き運用実態の検証や評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の理解と納得を得ながら適正な人事管理を進めていく必要がある。

b 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

(a) 時間外勤務の上限規制の徹底及び長時間労働の是正

本県職員の時間外勤務命令の状況調査により、例外業務に該当しない通常業務により上限時間を超えた職員が認められた。任命権者においては、所属長に対し、時間外勤務の上限遵守を徹底するよう指導するとともに、長時間労働の要因について検証を行い、対策を講じる必要がある。さらに、各所属においては、管理監督者がマネジメント能力を最大限に発揮し、業務の効率化、平準化に積極的に取り組んでいくことが重要である。

(b) 教員の働き方改革による長時間労働の是正

教員の働き方改革を進めるため、一年単位の変形労働時間制の導入はその選択肢の一つであるが、制度導入に当たり、これを実りあるものとするためには、実質的な教員の負担軽減をあわせて実施することが不可欠である。

また、教育委員会においては、ICカードによる勤務時間管理システムによって勤務時間の実態を把握し、教員が在校等時間の上限時間を遵守できるよう超過勤務縮減のための対策を行うとともに教員の健康確保措置を講ずることが必要である。あわせて小中学校や市町村の取組を支援することにより、本県の教職員の働き方改革を牽引していくことが求

められる。

(c) 長時間労働者の健康確保

長時間の時間外勤務等に伴う疲労の蓄積は、職員の健康障害発症のリスクを高めることから、任命権者においては、職員の健康不調を早期に発見し、解消する必要がある。そのため、長時間労働に従事した職員の健康状況を適確に把握するとともに、当該職員に対する医師の面接指導の確実な実施に引き続き努める必要がある。

(d) 年次休暇の使用促進

年次休暇の使用は、職員の心身の疲労回復や、仕事と生活の調和のために重要である。任命権者においては、引き続き、所属における年次休暇の使用促進について所属長を指導するとともに、管理監督者においては、職員が年次休暇を使用しやすい職場環境づくりや計画的・連続的な使用の促進に、より一層努める必要がある。

(e) 仕事と家庭等の両立支援及び多様な働き方の推進

育児、介護などの事情を有する職員が、仕事と家庭等を両立させながら安心して働き続けるために、管理監督者においては、必要とする職員が、性別にかかわらず両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに努める必要がある。

また、任命権者において取り組まれている時差通勤や在宅勤務、ICTの活用など多様な働き方は、様々な場面における円滑な職務遂行だけでなく、職員の仕事と家庭等の両立に寄与するとともに、有為な人材確保にもつながるものであることから、引き続き、弾力的な働き方について検討を進める必要がある。

(f) ハラスメント防止対策

本年4月、パワー・ハラスメントの防止等の措置を講じるための人事院規則が制定され、パワー・ハラスメントの禁止、苦情相談への対応等が規定された。また、セクシュアル・ハラスメント等に係る人事院規則についても注意義務規定を禁止規定とする改正が行われた。

これらを踏まえ、任命権者においては、関係する指針等の見直しを行ったところであるが、指針等の改定にとどまらず、職員に対して更なる周知を図るとともに、管理監督者に対する研修等を通じて、その責務について認識を徹底させることなどにより、実効性のあるハラスメント防止策を適切に講じていく必要がある。

(g) メンタルヘルス対策

任命権者においては、精神疾患により長期病気休暇等を取得した職員数の増加傾向の原因や背景の分析を進めるとともに、引き続き、風通しの良い職場づくり、職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上、不調を生じた職員の早期発見と適切な対応、療養から復帰した職員に対する職場での支援、再発防止に向けた取組を一層推進する必要がある。

(h) 会計年度任用職員制度等の適切な運用

臨時的任用職員及び非常勤職員の任用要件の厳格化並びに会計年度任用職員制度の創設が盛り込まれた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は令和2年4月に施行されており、任命権者は、この改正法の趣旨に沿って、引き続き、適切に制度を運用していく必要がある。

c 定年の引上げに関する制度について

人事院は、平成30年に定年の引上げについて意見の申出を行い、令和2年人事院勧告においても、昨年に引き続き早期に実施されるよう要請が行われている。

本県の実態に即した定年の引上げを円滑かつ着実に実施できるよう、役職定年制のあり方、既存の再任用制度との均衡等、解決すべき諸課題を整理し、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、所要の準備を進めていく必要がある。

d 公務員倫理の徹底について

職員においては、福岡県職員としての使命感と矜持を堅持するとともに、公務の内外を問わず、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、厳正な服務規律の保持や法令遵守の徹底が求められる。

任命権者においては、引き続き、あらゆる機会を捉えて職員の意識改革に努めるなど、不祥事の根絶に向けた取組を粘り強く進めていく必要がある。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告(令和2年11月)」を参照

④ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

令和2年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

(ア) 人員、平均年齢、平均経験年数

	適用人員(人)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)
全給料表	39,280	41.3	19.2
行政職給料表	8,884	41.8	19.9
医師職給料表	48	41.8	17.0
看護師職給料表	46	41.3	18.6
研究職給料表	356	43.7	20.7
特定獣医師職給料表	72	44.1	20.7
公安職給料表	11,231	38.3	17.1
教育職給料表(二)	5,565	45.1	22.4
教育職給料表(三)	13,073	41.8	19.1
特定任期付職員給料表	5	42.7	9.0

(イ) 平均給与月額

(単位:円)

	給 料	扶養手当	地域手当	計
全職員	342,286	9,922	19,329	396,975
行政職給料表適用職員	325,258	8,195	18,488	383,268

(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況(令和2年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条に係る承認件数は次のとおりである。

	知 事	教育委員会	警察本部長	計
件数	4	2	1	7

※ 39条:規則により難しい場合

5 労働基準監督関係業務

(1)事業場の区分

(令和3年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、厚生労働省福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第12号 〔教 育〕 〔調査研究〕	156	公文書館	教育センター	警察学校	
		職員研修所	体育研究所		
		消防学校	美術館		
		アジア文化交流 センター	図書館		
		保健環境研究所	社会教育総合セ ンター		
		高等技術専門校 (7)	英彦山青年の家		
		福岡障害者職業 能力開発校	少年自然の家 (2)		
		工業技術センタ ー(化学繊維研 究所を含む。)	九州歴史資料館		
		工業技術センタ ー研究所 (3)	中学校 (4)		
		農業大学校	高等学校(分校 を含む。)(94)		
		農林業総合試験 場	輝翔館中等教育 学校		
		農林業総合試験 場資源活用研究 センター	視覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(3)		
		農林業総合試験 場分場 (3)	聴覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(4)		
		水産海洋技術セ ンター	特別支援学校 (寄宿舎を除 く。)(13)		
		水産海洋技術セ ンター 研 究 所 (3)			

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
別表第1に 該当しない 官公署	129	本庁	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		県税事務所(12)	教育庁教育事務 所 (6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	ふれあいの家	鉄道警察隊	議会事務局
		パスポートセンタ ー(支所を含む。)	夜須高原野外活 動センター	機動捜査隊	選挙管理委員会 (事務部局)
		女性相談所		自動車運転免許 試験場 (4)	労働委員会事務 局
		消費生活センタ ー		交通機動隊	海区漁業調整委 員会事務局 (3)
		保健福祉環境事 務所、保健福祉 事 務 所 (保 護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課) (10)		高速道路交通警 察隊	
		精神保健福祉セ ンター		第一機動隊	
		児童相談所(保 護課を除く。) (6)		第二機動隊	
		障がい者更生相 談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務 所 (4)		福岡武道館	
		中小企業振興事 務所 (4)		警 察 署 (交 番、 駐在所、派出所 を含む。)(35)	
		計量検定所			
		大阪事務所			
		農林事務所 (6)			
		農林事務所普及 指導センター (8)			
		家畜保健衛生所 (4)			
計	285	90	137	50	8

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第1号 (製造加工)	1			警察車両整備工場	
第3号 (土木建築)	31	筑後川水系農地 開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (13) 苅田港務所 流域下水道事務所			
第13号 (保健衛生)	30	保健福祉環境事 務所、保健福祉 事 務 所 (保 護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (5) 福岡学園 こども療育センタ ー新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学 校寄宿舎 (2) 特別支援学校寄 宿舎 (6)		
計	62	50	11	1	0

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

令和2年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法等上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行使した件数は次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	0	1	1	0	2
宿日直勤務許可	0	0	4	0	4
三六協定届	27	129	0	0	156
衛生管理者等選任報告	19	53	40	0	112
労働者死傷病報告	11	11	70	0	92
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	1	0	0	0	1
第一種圧力容器設置届	1	0	0	0	1
第一種圧力容器休止報告	0	1	0	0	1
機械等移転届	1	0	0	0	1

(3)事業場調査

勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を的確に果たすため、職権を行使する285事業場全てに対し、書面調査を実施し、その上で6事業場に対し現地調査を実施した。

6 服務、勤務時間関係業務

(1)職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

令和2年度における規則第2条第13号の規定に基づく承認件数は、次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
体育競技大会参加	0	0	0	0	0
その他	3	2	1	4	10

(2)勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例、規則又は運用通知に基づく承認、協議の件数は次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
夏季休暇の特例措置に係る承認協議	1	1	0	0	2

(3)勤務時間、休暇等に関する制度の改正

国の非常勤職員の取扱いに準じて、「福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則」の一部改正を行った。また、休憩時間に係る例外勤務を追加するため、「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正を行った。

7 公平審査関係業務

職員が全力を挙げて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分であったり、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が審査を行い事案を判定し必要に応じて権限を有する当局に対し勧告を行う等の方法で、事案の解決に当たるものである。

① 措置要求の処理状況

区 分	令和元年度末 (R2.3.31) 係属件数	令和2年度		令和2年度末 (R3.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
計	1	1	1	1

② 令和2年度審査の結果

令和2年3月12日付け措置要求は取り下げられた。

(2) 不利益処分についての審査請求関係

不利益処分に関する審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分についての審査請求があった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 審査請求の処理状況

区 分		令和元年度末 (R2.3.31) 係属件数	令和2年度		令和2年度末 (R3.3.31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	分 限 免 職	1	0	0	1
懲 戒 処 分	戒 告	16	0	2	14
	減 給	3	0	0	3
	停 職	3	0	1	2
	懲 戒 免 職	6	0	3	3
その他（転任など）		2	0	1	1
計		31	0	7	24

② 令和2年度審理の開催状況

区分	準備手続	口頭審理	計
開催回数	1	2	3

③ 令和2年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
昭和 59 年(不)第 10020 号事案	取下げ 令和 2 年 5 月 13 日
昭和 62 年(不)第 101 号事案	取下げ 令和 2 年 5 月 13 日
平成 5 年(不)第 10 号事案	取下げ 令和 2 年 5 月 13 日
令和元年(審)第 1 号事案	裁決 令和 2 年 6 月 26 日
令和元年(審)第 2 号事案	裁決 令和 2 年 8 月 7 日
令和元年(審)第 3 号事案	裁決 令和 2 年 12 月 23 日
昭和 45 年(不)第 18853 号事案	取下げ 令和 3 年 1 月 27 日

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や審査請求に至らないような職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

令和2年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町	計
件 数	10	0	1	2	13

② 相談内容

相談内容	勤務条件・服務	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他	計
件 数	4	1	6	2	0	13

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町及び大刀洗町の7町である。

なお、令和2年度において、上記町職員による勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求はいずれもなされず、係属する事案もない。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

本 庁

(令和3年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 理事 事務局次長 法務監 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書 室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 副室長 参事 監察監 企画 監 企画広報監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県 政情報監 防災危機管理専門監 監査指導監 建設監理監 課長補佐 室 長補佐 監察員 秘書室の参事補佐、企画主幹、係長、事務主査及び各係 の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主幹、係長、企画 主査、事務主査、主任主事及び主事 財政課の予算担当の企画主幹及び 企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務厚生課の人事、服務又 は公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査 総合政策課の総務係長 調査統計課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 社会活動推 進課の総務係長 保健医療介護総務課の総務係長 福祉総務課の総務係 長 環境政策課の総務係長 監視指導課の人事又は服務担当の企画主幹 又は企画主査 商工政策課の総務係長 新産業振興課の人事又は服務担 当の企画主幹又は企画主査 農林水産政策課の総務係長 県土整備総務 課の総務係長 建築都市総務課の総務係長
教育委員会事務局	副教育長 教育監 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 企画広報 監 参事 主幹指導主事 主幹社会教育主事 人事管理主事 課長補佐 広報公聴主幹 総務企画課の秘書広報係長、人事係長、企画主査及び人 事係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事 財務 課の給与係長及び企画主査 教職員課の福利・職員係長、市町村立学校 係長、県立学校係長、企画主査及び福利・職員係の職員団体担当の事務 主査並びに上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補 佐 企画主幹 係長 企画主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室 長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- 1 この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 2 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若し

くは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。

- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則(平成30年福岡県教育委員会規則第1号)第20条に規定する教育事務所以外の機関をいう。
- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、秘書、人事、服務、給与又は職員団体を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
公 文 書 館	館長
職 員 研 修 所	所長、次長
県 税 事 務 所	所長 副所長 課長
消 防 学 校	校長
東 京 事 務 所	所長 副所長 総務課長
パスポートセンター	所長 支所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女 性 相 談 所	所長
消費生活センター	所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保 健 環 境 研 究 所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児 童 相 談 所	所長 副所長 児童福祉法務専門監 里親・施設課長 相談第一課長(大牟田児童相談所に限る。) 相談課長
福 岡 学 園	園長 児童自立支援監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
こども療育センター新光園	園長 副園長 庶務課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長(大牟田及び小倉の高等技術専門校に限る。)
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
大 阪 事 務 所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長

機 関	職
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長（北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、南筑後、八女、久留米、朝倉、飯塚及び田川の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。）出張所長
農林業総合試験場	場長 センター長 副場長 副センター長 管理部長 企画部長 総務・普及部長 総務課長 分場長
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
家畜保健衛生所	所長 副所長 管理衛生課長
農地開発事務所	所長 副所長 課長
水産海洋技術センター	所長 副所長 研究所長 総務課長
県土整備事務所	所長 副所長 支所長 センター長 副センター長 地域整備企画監 課長 室長 出張所長
港 務 所	所長 庶務課長
流域下水道事務所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	館長 副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長
社会教育総合センター	所長 副理事
英彦山青年の家	所長 総務課長
少 年 自 然 の 家	所長
九州歴史資料館	館長 副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、令和2年度末現在で14団体である。

イ 令和2年度における上記事務の処理状況は、役員変更15件、解散1件である。

〔登録職員団体の状況〕

(県関係)

(令和3年3月31日現在)

職員団体の名称	登 録 年月日	事務所の所在地	単一団体又は 連合体の別	組合員数
自治労福岡県職員 労働組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	(含現業) 5,906
福岡県高等学校教 職員組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市東区馬出1丁目9-13	単一体	※443
福岡県教職員組合	S41.10.18 (S26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	2,981
福岡県公立小中学 校事務職員組合	S44. 8.18	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	38
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	※1,123
福岡県教育管理職 員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9番12号 福岡武田ビル5階	単一体	767
福岡県立学校事務 職員組合	S58.11.25	執行委員長在任校 [ひびき高等学校内]	単一体	23
福岡県高等学校水 産実習船労働組合	H24. 4.13	宗像市田熊2-4-28 十時 博一宅	単一体	9
福岡県教職員労働 組合	H26. 1.14	執行委員長の勤務校 [糸島市立加布里小学校内]	単一体	※210

(受託町関係)

職員団体の名称	登 録 年月日	事務所の所在地	単一団体又は 連合体の別	組合員数
自治労芦屋町職員 労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中ノ浜4番16号	単一体	118
自治労水巻町職員 労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一体	119
自治労岡垣町職員 労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町大字野間1丁目1番1号 岡垣町役場内	単一体	※92
自治労鞍手町職員 労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 鞍手町役場内	単一体	※89
自治労小竹町職員 労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3349番地 小竹町役場内	単一体	※80

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（令和２年度版）

■発行年月日 令和３年８月２日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒８１２－８５７７ 福岡市博多区東公園７番７号

TEL（０９２）６４３－３９５６